

東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 概要説明資料

2023年5月11日
日本原子力発電株式会社

1. 設計及び工事計画変更認可申請概要

1. 1. 変更内容

- ① 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更
(変更概要を2. に示す。)
- ② 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更
(変更概要を3. に示す。)

1. 2. 変更理由

- ① 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備及び原子炉冷却材浄化設備に係る熱交換器について、要目表の伝熱面積の記載を[]としていたが、施栓率を考慮し、[]記載に変更する。
- ② その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備の消火系のハロンボンベ、二酸化炭素ボンベ及び主配管について、格納容器圧力逃がし装置の重大事故等対処設備／特定重大事故等対処施設の兼用化、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び無停電電源装置等の設置場所の見直し並びに消火設備設置場所の詳細調査結果を踏まえ、ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、ボンベ個数、ボンベ名称等を変更する。
また、ボンベの設置場所の変更による配管経路の延長に伴い、消火能力を満足させるため配管仕様（外径、厚さ、材質）を変更するとともに、ボンベ名称の変更に合わせて、主配管の名称を変更する。

1. 3. 申請対象

今回の申請では、以下の施設（設備）を申請対象とする。

- ① 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更
 - ・原子炉冷却系統施設－原子炉補機冷却設備－原子炉補機冷却系－熱交換器－原子炉補機冷却系熱交換器
 - ・原子炉冷却系統施設－原子炉冷却材浄化設備－原子炉冷却材浄化系－熱交換器－非再生熱交換器
- ② 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更
 - ・その他発電用原子炉の附属施設－火災防護設備－消火設備－消火系－容器－ハロンボンベ、二酸化炭素ボンベ
 - ・その他発電用原子炉の附属施設－火災防護設備－消火設備－消火系－主配管

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

- 2018年SA本体工認において、原子炉補機冷却系（以下「RCW」という。）熱交換器及び原子炉冷却材浄化系（以下「CUW」という。）非再生熱交換器の伝熱面積の[]としていたものを、本設計及び工事計画変更認可申請（以下「今回工認」という。）において以下のように変更する。
- ・ 保守的に算出していた公称値の伝熱面積について、他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の算出方法に合わせて、伝熱管接液部の全表面積に変更する。（図1、図2）
 - ・ 設計確認値の伝熱面積について、公称値の伝熱面積に対し許容施栓率を考慮した値に変更する。（表2）
- 表1にRCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更前後を示す。

表1 RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更前後

RCW熱交換器				CUW非再生熱交換器			
◆伝熱面積「[]（1580）」を「[]以上（1722）」に変更する。 ◆伝熱面積の記載は、「設計確認値（公称値）」としている。				◆伝熱面積「[]（139/1胴×2胴）」を「[]（144/1胴×2胴）」に変更する。 ◆伝熱面積の記載は、「設計確認値（公称値）」としている。			
RCW熱交換器 要目表				CUW非再生熱交換器 要目表			
名 称		変 更 前 ^{*4}	変 更 後	名 称		変 更 前 ^{*4}	変 更 後
種 類	—	原子炉補機冷却系 熱交換器	変更なし	種 類	—	非再生熱交換器	変更なし
容 量（設計熱交換量）	MW/個	[]（14.9 ^{*1} ）		容 量（設計熱交換量）	MW/個	[]（8.84 ^{*1} ）	
管 側	最 高 使 用 圧 力	MPa		管 側	最 高 使 用 圧 力	MPa	
	最 高 使 用 温 度	℃			最 高 使 用 温 度	℃	
胴 側	最 高 使 用 圧 力	MPa		胴 側	最 高 使 用 圧 力	MPa	
	最 高 使 用 温 度	℃			最 高 使 用 温 度	℃	
伝 熱 面 積		m ² /個	[]（1580 ^{*1} ）	伝 熱 面 積		m ² /個	[]（139 ^{*1} /1胴×2胴）
			[]以上 ^{*2} （1722 ^{*1, *3} ）				[]（144 ^{*1, *3} /1胴×2胴）
注記				注記			
*1：公称値を示す。				*1：公称値を示す。			
*2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「[]」と記載。記載内容は、設計図書による。				*2：記載の適正化を行う。既工事計画書には「[]」と記載。記載内容は、設計図書による。			
*3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「1580」と記載。記載内容は、設計図書による。				*3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「139」と記載。記載内容は、設計図書による。			
*4：記載の適正化を行う。平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された既工事計画書の変更前の記載。				*4：記載の適正化を行う。平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された既工事計画書の変更前の記載。			

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

- 表2に伝熱面積の公称値と設計確認値の関係について、図1及び図2に2018年SA本体工認及び今回工認における公称値の設定方法を示す。

$$\boxed{\text{伝熱面積（公称値）}} > \boxed{\text{伝熱面積（設計確認値）}} \geq \boxed{\text{必要最小伝熱面積}}$$

表2 伝熱面積の公称値と設計確認値の関係

RCW熱交換器	伝熱面積 (公称値)	伝熱面積 (設計確認値)	必要最小伝熱面積 (参考値)
2018年SA本体工認	1580m²/個 *1 保守的な伝熱管長さより算出	m ² /個*1*2 として設定	1272m²/個 設計熱交換量14.9MW/個より算出
今回工認	1722m²/個 *1 伝熱管外径，総本数， 長さより算出	m ² /個*1 伝熱面積（公称値）から，伝熱 管総本数の *3を差引いて算出	1272m²/個 設計熱交換量14.9MW/個より算出

CUW非再生熱交換器	伝熱面積 (公称値)	伝熱面積 (設計確認値)	必要最小伝熱面積 (参考値)
2018年SA本体工認	139m²/1胴×2胴 *1 保守的な伝熱管長さより算出	*1*2 として設定	99m²/1胴×2胴 設計熱交換量8.84MW/個より算出
今回工認	144m²/1胴×2胴 *1 伝熱管外径，総本数， 長さより算出	*1 伝熱面積（公称値）から，伝熱 管総本数の *4を差引いて算出	99m²/1胴×2胴 設計熱交換量8.84MW/個より算出

*1：要目表記載値

*2：建設時工認では記載がなかったため，2018年SA本体工認時にはとして設定

*3：許容施栓率（メーカー推奨値）であり，他プラントの値を参考に設定

*4：許容施栓率（メーカー推奨値）であり，RCW熱交換器に合わせた値

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

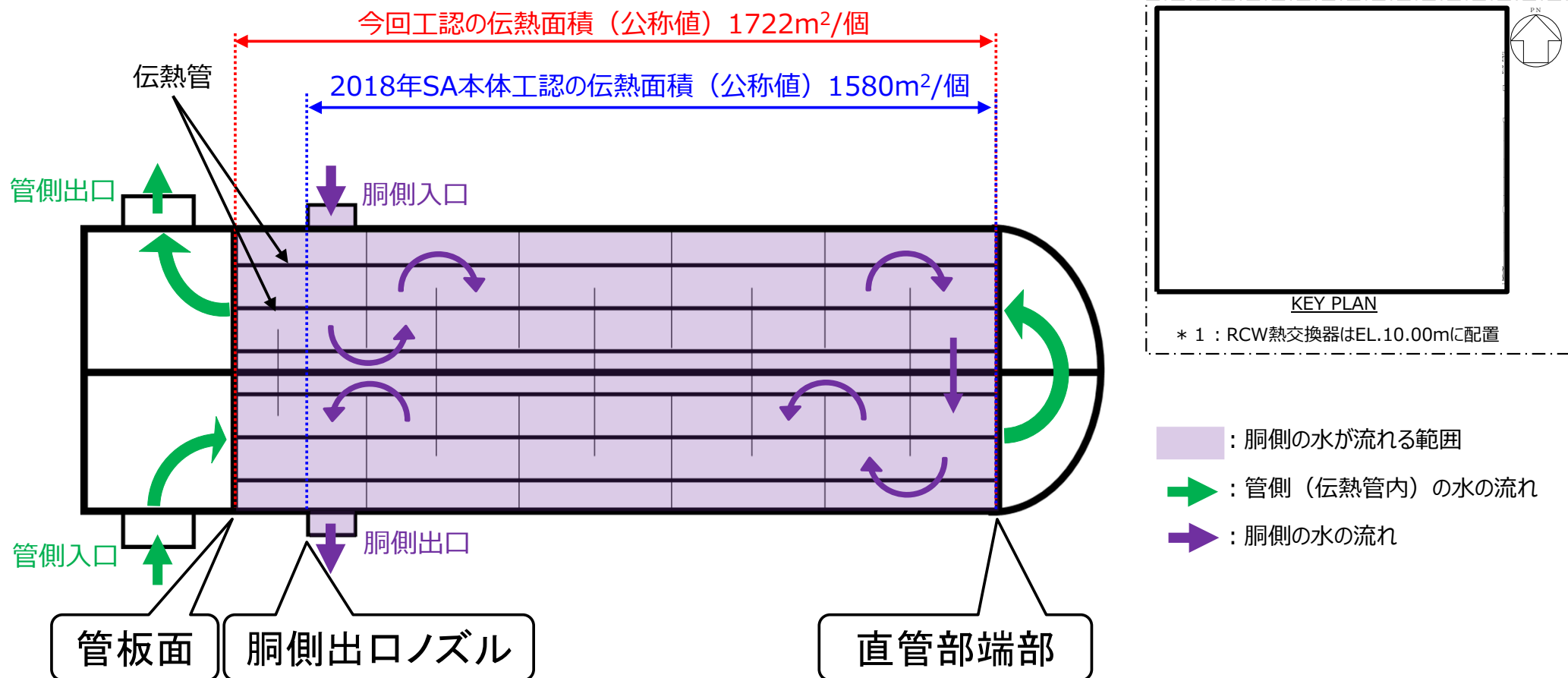


図1 RCW熱交換器の伝熱面積 (公称値) の設定方法

- ◆ 2018年SA本体工認では、建設時工認を踏襲して、保守的に胴側出口ノズルの位置から直管部端部までの伝熱管表面積を伝熱面積 (公称値) としていた。
- ◆ 今回工認では、他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の伝熱面積 (公称値) の算出方法に合わせて、伝熱管接液部の全表面積を伝熱面積 (公称値) とする。熱交換器の胴側管板面と出口ノズル間においても流れが生じており伝熱性能は同等であることから、伝熱面積として期待できる。

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

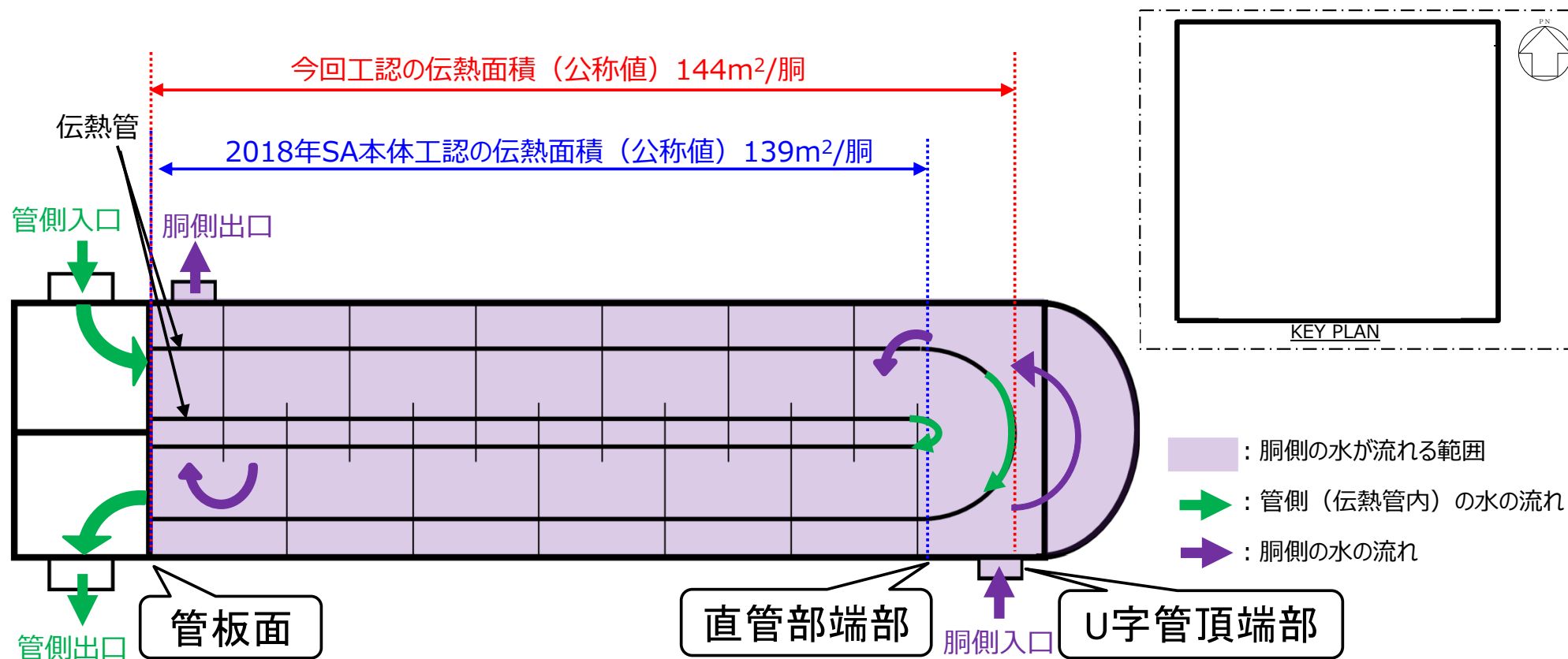


図2 CUW非再生熱交換器の伝熱面積（公称値）の設定方法

- ◆ 2018年SA本体内工認では、建設時工認を踏襲して、保守的に管板面の位置から直管部端部（U字管除く。）までの伝熱管表面積を伝熱面積（公称値）としていた。
- ◆ 今回工認では、他プラント及び2018年SA本体内工認時の残留熱除去系熱交換器の伝熱面積（公称値）の算出方法に合わせて、伝熱管接液部の全表面積を伝熱面積（公称値）とする。U字管部においても流れが生じており直管部とU字管部の伝熱性能は同等であることから、伝熱面積として期待できる。

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

➤ 表2に記載のRCW熱交換器1個当たりの伝熱面積（公称値）は、下式より算出した。

$$\begin{aligned}\text{伝熱面積（公称値） } A_1 &= \pi \times d_0 \times N \times L \\ &= \pi \times \boxed{} \times \boxed{} \times \boxed{} = 1722\text{m}^2/\text{個}\end{aligned}$$

（引用文献：「伝熱工学資料 改訂第4版」（1986年 日本機械学会））

➤ 表2に記載のCUW非再生熱交換器1胴当たりの伝熱面積（公称値）は、下式より算出した。

$$\begin{aligned}\text{伝熱面積（公称値） } A_1 &= \pi \times d_0 \times (N \times L + L_U) \\ &= \pi \times \boxed{} \times (\boxed{} \times \boxed{} + \boxed{}) = 144\text{m}^2/\text{胴}\end{aligned}$$

（引用文献：「伝熱工学資料 改訂第4版」（1986年 日本機械学会））

d_0 :伝熱管外径（m）
 N :伝熱管総本数（本）
 L :伝熱管直管部長さ（m）
 L_U :伝熱管U字部長さの総合計（m）

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

- 表2に記載のRCW熱交換器の伝熱面積（設計確認値）は、伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積から、伝熱管総本数□の本数について、伝熱管外径のプラス公差を考慮した伝熱面積を引いて算出した。

（伝熱面積（設計確認値）は保守的に設定するため、メーカ製作時の公差を考慮し算出した。）

$$\begin{aligned}\text{伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積 } A &= \pi \times (d_0 - \Delta d_2) \times (N \times L) \\ &= \pi \times (\square - \square) \times (\square \times \square) = \square \text{ m}^2\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{伝熱面積（設計確認値） } A' &= A - \pi \times (d_0 + \Delta d_1) \times (N_{\square} \times L) \\ &= \square - \pi \times (\square + \square) \times (\square \times \square) = \square \text{ m}^2/\text{個}\end{aligned}$$

（引用文献：「伝熱工学資料 改訂第4版」（1986年 日本機械学会））

- 表2に記載のCUW非再生熱交換器の伝熱面積（設計確認値）は、伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積から、伝熱管総本数□の本数について、伝熱管外径のプラス公差を考慮した伝熱面積を引いて算出した。

（伝熱面積（設計確認値）は保守的に設定するため、メーカ製作時の公差を考慮し算出した。）

$$\begin{aligned}\text{伝熱管外径のマイナス公差を考慮した伝熱面積 } A &= \pi \times (d_0 - \Delta d_2) \times (N \times L + L_U) \\ &= \pi \times (\square - \square) \times (\square \times \square + \square) = \square \text{ m}^2\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{伝熱面積（設計確認値） } A' &= A - \pi \times (d_0 + \Delta d_1) \times (N_{\square} \times L_{MAX}) \\ &= \square - \pi \times (\square + \square) \times (\square \times \square) = \square \text{ m}^2/\text{胴}\end{aligned}$$

（引用文献：「伝熱工学資料 改訂第4版」（1986年 日本機械学会））

d_0 : 伝熱管外径 (m)

L : 伝熱管直管部長さ (m)

Δd_1 : 伝熱管外径プラス公差 (m)

L_U : 伝熱管U字部長さの総合計 (m)

Δd_2 : 伝熱管外径マイナス公差 (m)

N : 伝熱管総本数 (本)

L_{MAX} : 伝熱管最大長さ (m)

$N_{\square}$: 伝熱管総本数の□に相当する本数 (本)

2. 原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の要目表における伝熱面積の変更概要

- 表2に記載のRCW熱交換器の必要最小伝熱面積は、設計熱交換量、伝熱管熱通過率及び高温側と低温側の温度差平均値である対数平均温度差を用いて下式より算出した。

$$\begin{aligned}\text{必要最小伝熱面積} &= \frac{Q}{K_o \times \Delta T} \\ &= \frac{14.9 \times 10^6}{\boxed{} \times \boxed{}} = 1272 \text{m}^2 / \text{個}\end{aligned}$$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」(1986年 日本機械学会))

- 表2に記載のCUW非再生熱交換器の必要最小伝熱面積は、設計熱交換量、伝熱管熱通過率及び高温側と低温側の温度差平均値である対数平均温度差を用いて下式より算出した。

$$\begin{aligned}\text{必要最小伝熱面積} &= \frac{Q}{K_o \times \Delta T} / 2 \\ &= \frac{8.84 \times 10^6}{\boxed{} \times \boxed{}} / 2 = 99 \text{m}^2 / \text{胴}\end{aligned}$$

(引用文献:「伝熱工学資料 改訂第4版」(1986年 日本機械学会))

Q :設計熱交換量 (W)

K_o :伝熱管熱通過率 (W/(m²・K))

ΔT :対数平均温度差 (K)

別紙：RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況（1 / 2）

➤ RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況を別紙表 1 に示す。

別紙表 1 RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器伝熱管の施栓状況

対象熱交換器		伝熱管本数 * 1	必要伝熱管本数 * 2	施栓可能本数	施栓本数
RCW熱交換器	A号機	本	本	本	26本
	B号機				13本
	C号機				24本 * 3
CUW非再生熱交換器		本	本	本	4本

* 1：表 2 に記載の今回工認時の伝熱面積（公称値）で対応する本数

* 2：表 2 に記載の今回工認時の伝熱面積（設計確認値）で対応する本数

* 3：2018年SA本体工認認可後である2021年度に 1 本施栓を実施

➤ 2018年SA本体工認認可前の手続きについて以下に示す。

◆「電気事業法施行規則」の届出手続きの範囲は、別表第2下欄にて定められていた。

2 修理であって、次に掲げるもの

(2) 熱交換器（蒸気発生器及び非常用のものに限る。）…（中略）…の性能又は強度に影響を及ぼすもの

◆RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器は“非常用のもの”に該当しないため、施栓により工事計画記載値が変更になる場合でも、工事計画に係る手続きは不要であった。

➤ 2018年SA本体工認認可後の手続きについて以下に示す。

◆「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の届出手続きの範囲は、別表第1下欄にて定められている。

2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理（蒸気タービンに係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの

(2) （中略）原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）又は原子炉冷却材浄化設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

◆RCW熱交換器は 2021年度に伝熱管 1 本に対して施栓を行っているが、“非常用のもの”に該当しないため、施栓により工事計画記載値が変更になる場合でも、工事計画に係る手続きは不要であった。

➤ 今回申請の経緯を以下に示す。

◆ 2018年SA本体工認時の伝熱面積について

- 新規制基準対応である「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」において、伝熱面積の記載は設計確認値と公称値を併記することとなった。
- SA設備ではないRCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器については、新規制基準の認可対象設備でなかったものの、前述のガイドに従った記載に変更する必要があったことから、「工事計画に係る補足説明資料 補足-1（工事計画認可申請書における本文及び添付書類の作成要領について）」にて記載している作成要領に基づき、
[]とした。

◆ 今回申請の伝熱面積について

- RCW熱交換器及びCUW非再生熱交換器の伝熱面積の公称値は保守的に算出したものであるものの、要目表において
[]状況になる。このため、今後予定している定期事業者検査を考慮すると、要目表の記載の変更（適正化）が必要と判断した。
- 要目表の変更（適正化）に当たっては、新たに公称値及び設計確認値を設定する必要があるため、他プラント及び2018年SA本体工認時の残留熱除去系熱交換器の実績並びに許容施栓率に係るメーカ推奨値等を勘案し設定した。

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

- 本設計及び工事計画変更認可申請（以下「今回工認」という。）においては，2018年SA本體工認において認可された火災防護設備の消火設備のうち，容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）及び主配管について，（1）格納容器圧力逃がし装置（以下「FV」という。）の兼用化，（2）所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び無停電電源装置等の設置場所の見直し，（3）消火設備設置場所の詳細調査結果を反映し，仕様を変更するとともに関連する添付書類を変更する。
- 表3に容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）及び主配管の仕様の変更事項（要目表項目），表4に容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の変更内容及び変更理由，表5に主配管の変更内容及び変更理由，表6に今回工認に伴い変更する添付書類を示す。

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

表3 容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）及び主配管の仕様の変更事項

No.	対象	変更内容	設備分類	変更事項（要目表項目）	理由	参照
1	容器	ケーブル処理室用ハロンボンベ	A	個数，設置床	(1)	P14, P15
		非常用ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベ	A	個数，設置床		
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベ	A	設置床		
		緊急用電気室（緊急用MCC他）用ハロンボンベ	B	名称，個数，系統名	(2)	P16～P18
		緊急用電気室（緊急用蓄電池）用ハロンボンベ	B	名称，容量，主要寸法（高さ），個数，系統名		
		緊急用電気室（緊急用125V MCC）用ハロンボンベ	B	名称，系統名，設置床		
		低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベ	A	設置床	(3)	P19,P20
2	主配管	ケーブル処理室用	A	外径，厚さ，材料	(1)	P21～P23
		緊急用電気室（緊急用MCC他）用	B	名称	(2)	
		緊急用電気室（緊急用蓄電池）用	B	名称		
		緊急用電気室（緊急用125V MCC）用	B	名称		
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用	A	外径，厚さ，材料	(1)	

【設備分類】

A：設計基準対象施設

B：常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備を防護する消火設備

【理由】

(1)：FVの兼用化

(2)：所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び無停電電源装置等の設置場所の見直し

(3)：消火設備設置場所の詳細調査結果を反映

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更概要

表4 容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の変更内容及び変更理由（1／4）

【対象】ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベ

ボンベ 種別	番号	対象	変更内容			変更理由
			項目	変更前 (2018年SA本体内工認)	変更後 (今回工認)	
ハロン	①	ケーブル 処理室用	個数	16	27	◆ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベは、2018年SA本体内工認申請検討時点において[]（屋内）のEL.14.00mに設置することを検討していたが、FVの設置検討を受けて、当該ボンベの設置場所を[]（屋外）のEL.22.50mに見直し、工認申請を行い認可を受けている。 ◆その後、FVの兼用化により[]（屋内）にFV操作対象設備がなくなり、EL.14.00mエリアの使用が可能となったため、ボンベ等へのアクセス、保守点検が容易でかつ、風雨の影響を受けない当初の設置検討場所であった[]（屋内）のEL.14.00mに変更する。【図3参照】 ◆また、当該ボンベの設置場所（設置床）変更に伴い配管経路が延長（配管体積増加）するため、ボンベ仕様（容量、個数等）の検討結果を踏まえて、ボンベ個数を変更する。 【別紙 第2表、第1図 参照】
			設置床	[] EL.22.50m	[] EL.14.00m	
二酸化 炭素	②	非常用ディーゼル 発電機室用	個数	47	70	◆高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベについても上記と同様に[]（屋内）のEL.14.00mに設置することを検討していたが、当該ボンベの設置場所を[]（屋外）のEL.18.00mに見直し、工認申請を行い認可を受けているが、FV兼用化を踏まえてケーブル処理室用及び非常用ディーゼル発電機室用ボンベと同じエリアである[]（屋内）のEL.14.00mに変更する。【図3参照】 ◆なお、当該ボンベの設置場所（設置床）変更によっても、2018年SA本体内工認の設備仕様での消火能力は満足しているため、ボンベ仕様（容量、個数等）に変更はない。【別紙 第2表、第1図 参照】
			設置床	[] EL.18.00m	[] EL.14.00m	

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

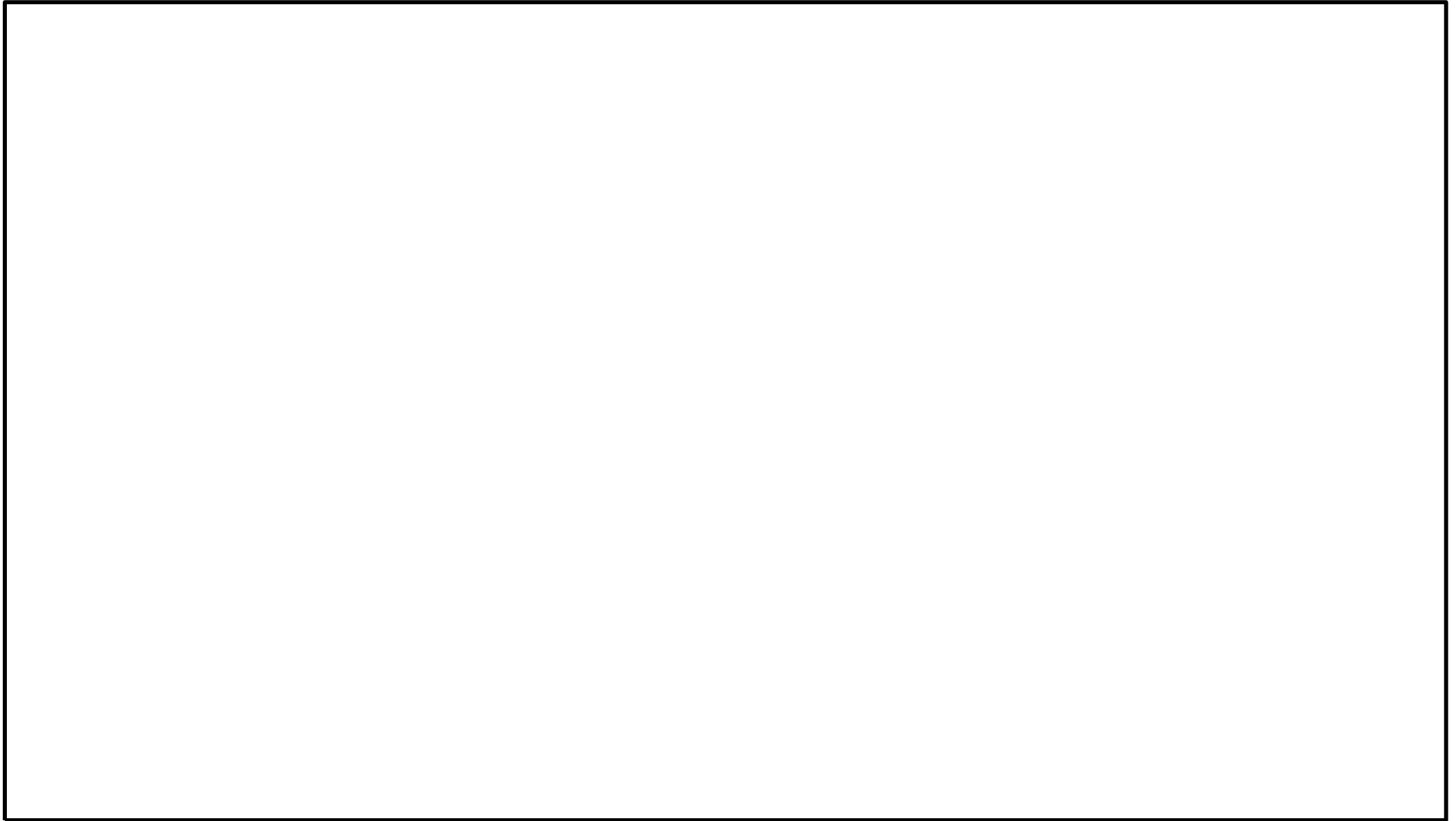


図3 ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室・高圧炉心スプレイ系
ディーゼル発電機室用二酸化炭素ボンベの設置場所変更前後

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更概要

表4 容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の変更内容及び変更理由（2／4）

【対象】緊急用電気室用ハロンボンベ

ボンベ 種別	番号	対象	変更内容			変更理由
			項目	変更前 (2018年SA本体内工認)	変更後（今回工認）	
ハロン	④	緊急用電気室 (緊急用MCC 他) 用	名称	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用MCC他) 用)	ハロンボンベ (緊急用電気室 1F用)	◆ 所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する必要が生じたことから、 内に新設する電源設備の設置場所の見直しが必要となったため、操作性及び消火設備の設計を考慮して設置場所を検討した。 ◆ その結果、2018年SA本体内工認の緊急用直流125V MCC及び緊急用蓄電池の設置場所を変更することとした。 ◆ 上記を踏まえ変更前のハロンボンベには 1Fエリアの消火機能を持たせることとした。対象消火エリアの体積が増加するため、ボンベ仕様（容量、個数等）の検討結果を踏まえて、ボンベ個数を変更する。【別紙 第2表、第2図 参照】 ◆ また、ハロンボンベの使用先名称を、上記変更に伴って、具体的設備名ではなく、階層を使用した名称へ変更する。 ◆ なお、ハロンボンベの設置場所（設置床）に変更はない。 【図4 参照】、【別紙 第2図 参照】
			個数	4	6	
			系統名	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用MCC他) 用) 消火系	ハロンボンベ (緊急用電気室 1F用) 消火系	
	⑤	緊急用電気室 (緊急用蓄電 池) 用	名称	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用蓄電池) 用)	ハロンボンベ (緊急用電気室 2F用)	◆ 緊急用電気室（緊急用蓄電池）用についても、緊急用MCC他と同様に新設する電源設備の検討を反映し変更することとした。 ◆ 上記を踏まえ変更前のハロンボンベには 2Fエリアの消火機能を持たせることとした。対象消火エリアの体積が増加するため、ボンベ仕様（容量、個数等）の検討結果を踏まえて、ボンベ容量、主要寸法（高さ）及び個数を変更する。 【別紙 第2表、第2図 参照】 ◆ また、ハロンボンベの使用先名称を、上記変更に伴って、具体的設備名ではなく、階層を使用した名称へ変更する。 ◆ なお、ハロンボンベの設置場所（設置床）に変更はない。 【図4 参照】、【別紙 第2図 参照】
			容量 (L/個)	24以上 (24*)	68以上 (68*)	
			主要 寸法 (mm)	(高さ) 622*	(高さ) 1500*	
			個数	4	3	
			系統名	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用蓄電池) 用) 消火系	ハロンボンベ (緊急用電気室 2F用) 消火系	

注記 *：公称値を示す。

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

表4 容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の変更内容及び変更理由（3 / 4）

【対象】緊急用電気室用ハロンボンベ

ボンベ 種別	番号	対象	変更内容			変更理由
			項目	変更前 (2018年SA本体内工認)	変更後 (今回工認)	
ハロン	⑥	緊急用電気室 (緊急用125V MCC) 用	名称	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用125V MCC) 用)	ハロンボンベ (緊急用電気室 3F用)	◆ 緊急用電気室（緊急用125V MCC）用についても，緊急用MCC他と同様に新設する電源設備の検討を反映し変更することとした。 ◆ 上記を踏まえ変更前のハロンボンベには [] 3Fエリアの消火機能を持たせることとし，ハロンボンベの設置場所（設置床）を対象消火エリア近傍の [] EL.14.00mからEL.22.00mに変更する。 【図4参照】【別紙 第2表，第2図 参照】 ◆ また，ハロンボンベの使用先名称を，上記変更に合わせて，具体的設備名ではなく，階層を使用した名称へ変更する。 ◆ なお，ハロンボンベの設置場所（設置床）変更によっても2018年SA本体内工認の設備仕様での消火能力は満足しているため，ボンベ仕様（容量，個数等）に変更はない。【別紙 第2表，第2図 参照】
			系統名	ハロンボンベ (緊急用電気室 (緊急 用125V MCC) 用) 消火系	ハロンボンベ (緊急用電気室 3F用) 消火系	
			設置床	[] EL.14.00m	[] EL.22.00m	

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

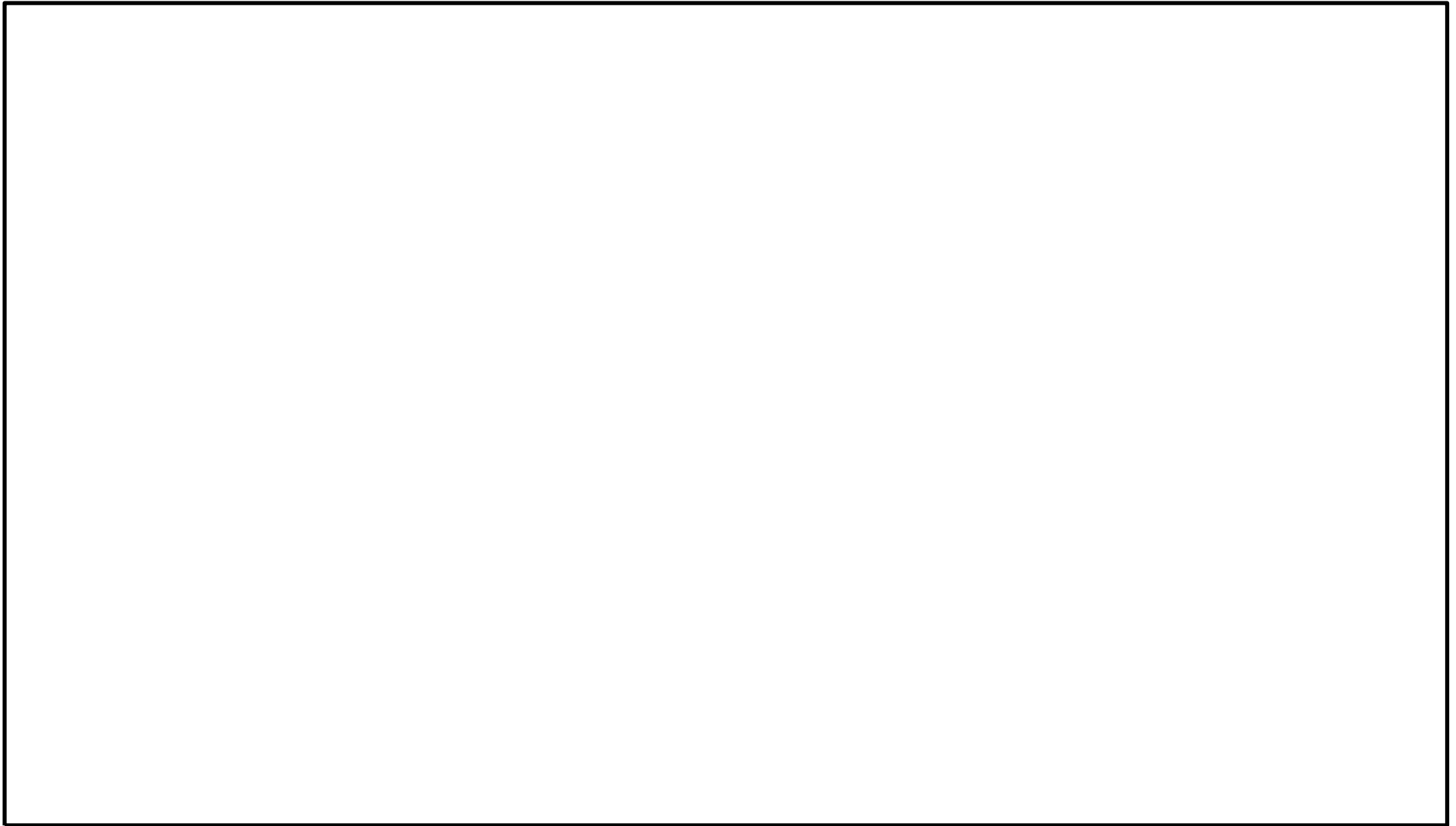


図4 緊急用電気室用ハロンボンベの設置場所変更前後

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更概要

表4 容器（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の変更内容及び変更理由（4 / 4）

【対象】低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベ

ボンベ 種別	番号	対象	変更内容			変更理由
			項目	変更前 (2018年SA本体内工認)	変更後（今回工認）	
ハロン	⑦	低圧炉心 スプレイ系 ポンプ用	設置床	EL.-4.00m	EL.-4.00m	◆ 低圧炉心スプレイ系ポンプ用のガス消火配管の設置場所の詳細調査を実施した結果、常設高圧代替注水系ポンプ用タービン排気管との干渉が確認され、当該ガス消火配管の敷設ルートを見直す必要が生じた。 ◆ 当該ガス消火配管の干渉を回避するには、低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベの設置場所を含めて見直す必要があるため、当該ハロンボンベの設置場所（設置床）を□のEL.-4.00mから□のEL.-4.00mに変更する。【図5参照】 ◆ なお、ハロンボンベの設置場所（設置床）変更によっても2018年SA本体内工認の設備仕様での消火能力は満足しているため、ボンベ仕様（容量、個数等）に変更はない。【別紙 第2表、第3図参照】

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

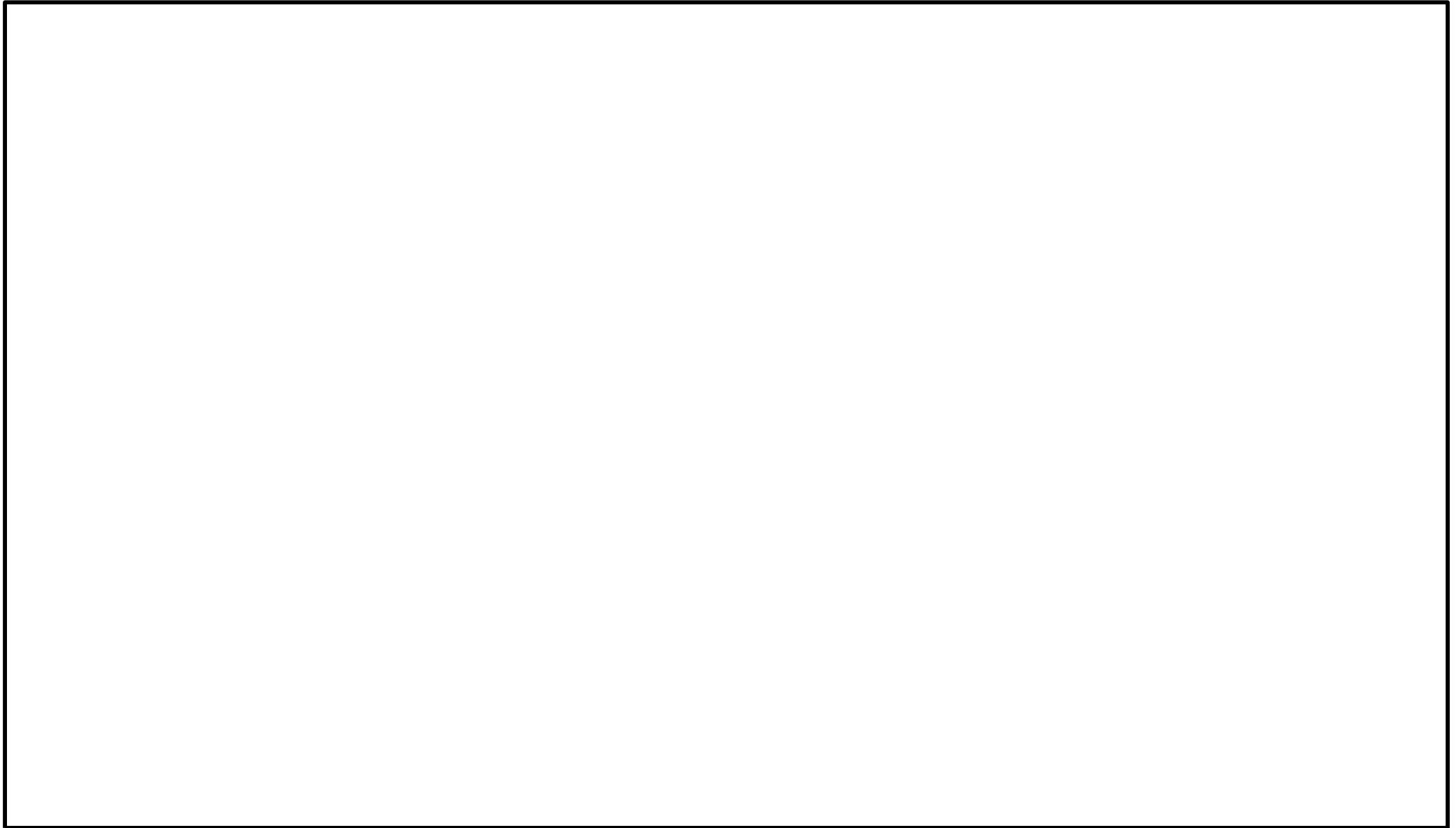


図5 低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベの設置場所変更前後

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更概要

表5 主配管の変更内容及び変更理由

ボンベ 種別	対象	変更内容							変更理由
		項目	変更前（2018年SA本体内工認）			変更後（今回工認）			
ハロン	緊急用電気室 （緊急用MCC他）用	名称	ハロンボンベ（緊急用電気室（緊急用MCC他）用）～緊急用電気室（緊急用MCC他）			ハロンボンベ（緊急用電気室 1F 用）～緊急用電気室 1F			◆ハロンボンベ（容器）名称変更に伴い、主配管の名称を変更する。 ◆なお、ハロンボンベ（容器）の設置場所（設置床）変更によっても、2018年SA本体内工認の設備仕様で消火能力は満足しているため、配管仕様（外径、厚さ、材料）に変更はない。 【別紙 第2表、第2図 参照】
	緊急用電気室 （緊急用蓄電池）用	名称	ハロンボンベ（緊急用電気室（緊急用蓄電池）用）～緊急用電気室（緊急用蓄電池）			ハロンボンベ（緊急用電気室 2F 用）～緊急用電気室 2F			
	緊急用電気室（緊急用125V MCC）用	名称	ハロンボンベ（緊急用電気室（緊急用125V MCC）用）～緊急用電気室（緊急用125V MCC）			ハロンボンベ（緊急用電気室 3F 用）～緊急用電気室 3F			
	ケーブル処理室用	配管仕様	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	◆ハロンボンベ（容器）の設置場所（設置床）変更による配管経路の延長（配管体積増加）に伴い、消火能力を満足させるため、配管仕様（外径、厚さ、材料）を変更する。【図6参照】、【別紙 第2表、第1図 参照】
			60.5	3.9*1	SUS304TP	60.5	3.9*1	SUS304TP	
			76.3	5.2*1	SUS304TP	76.3	5.2*1	SUS304TP	
114.3			6.0*1	SUS304TP	114.3	6.0*1	SUS304TP		
—	—	—	89.1	5.5*1	SUS304TP				
二酸化炭素	高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機室用	配管仕様	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	◆二酸化炭素ボンベ（容器）の設置場所（設置床）変更による配管経路の延長（配管体積増加）に伴い、消火能力を満足させるため、配管仕様（外径、厚さ、材料）を変更する。【図7参照】、【別紙 第2表、第1図 参照】
			60.5	5.5*1	SUS304TP	60.5	5.5*1	SUS304TP	
			76.3	7.0*1	SUS304TP	76.3	7.0*1	SUS304TP	
			89.1	7.6*1	SUS304TP	89.1	7.6*1	SUS304TP	
			114.3	8.6*1	SUS304TP	114.3	8.6*1	SUS304TP	
			48.6	5.1*1	SUS304TP	—	—	—	
			34.0	4.5*1	SUS304TP	34.0	4.5*1	SUS304TP	

注記 *1：公称値を示す。

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

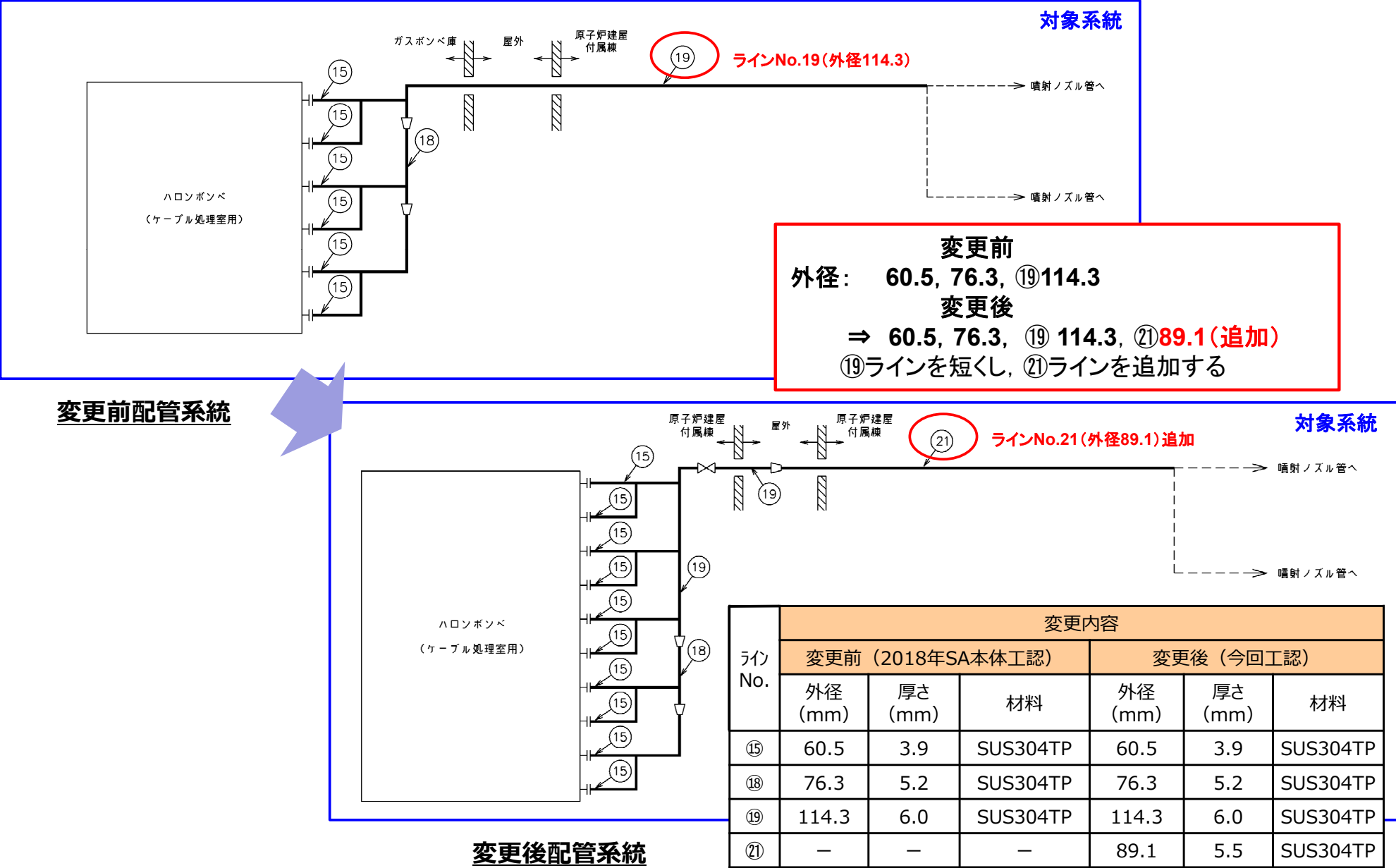


図6 ケーブル処理室用配管系統の変更前後

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所，個数，名称等の変更概要

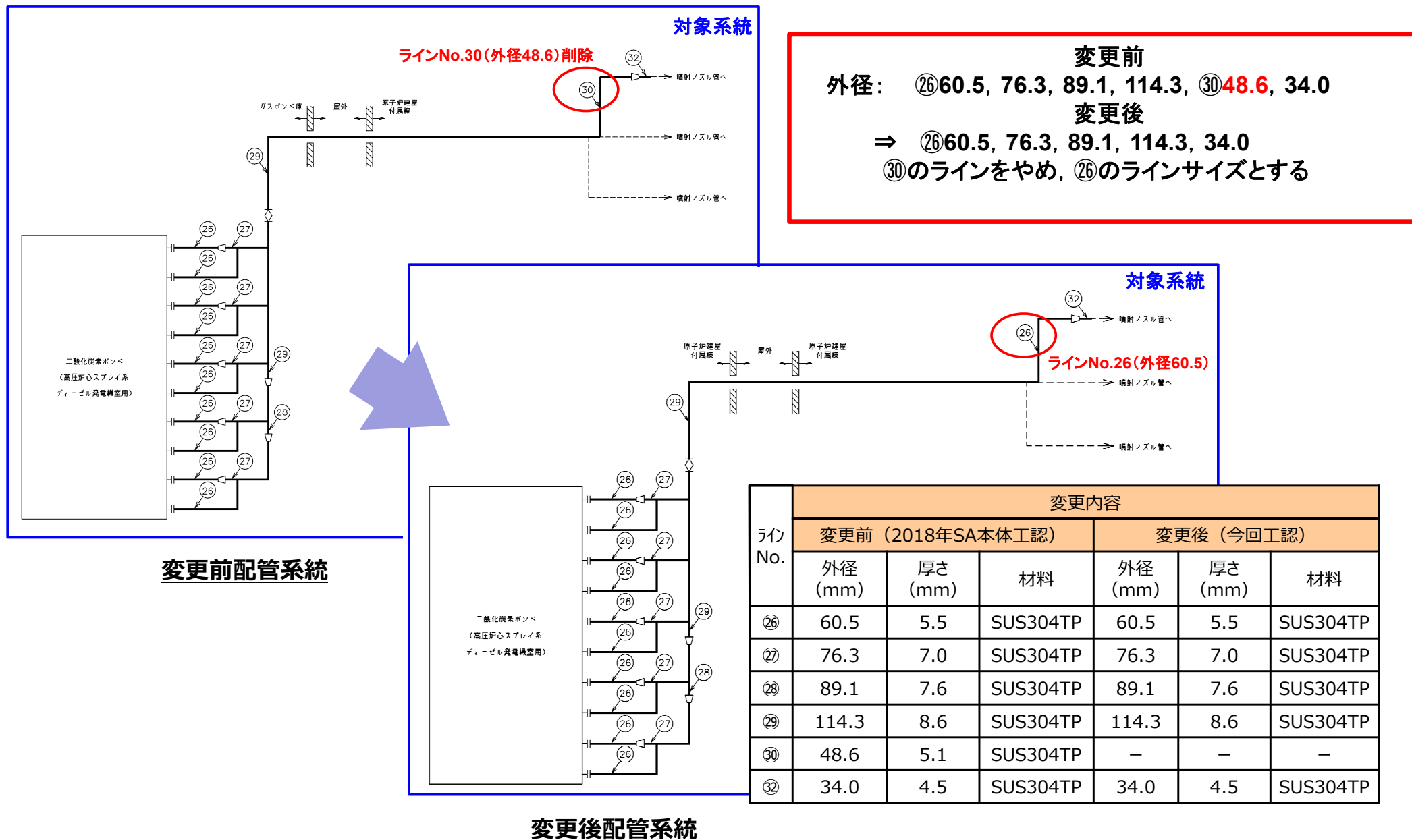


図7 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用配管系統の変更前後

3. 火災防護設備用ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベの設置場所、個数、名称等の変更概要

表6 今回の設計及び工事計画変更認可申請に伴い変更する添付書類

No.	添付書類		変更概要
1	V-1-1-4-8-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】）	V-1-1-4-8-3-8 設定根拠に関する説明書（ハロンボンベ）	本申請に伴い、ハロンボンベの名称、容量及び個数を変更する。
		V-1-1-4-8-3-9 設定根拠に関する説明書（二酸化炭素ボンベ）	本申請に伴い、二酸化炭素ボンベの個数を変更する。
		V-1-1-4-8-3-10 設定根拠に関する説明書（消火系 主配管（常設））	本申請に伴い、消火系の主配管（常設）の名称及び外径を変更する。
2	V-2-別添1 火災防護設備の耐震性についての計算書	V-2-別添1-7 二酸化炭素ボンベ設備の耐震計算書	本申請に伴い、二酸化炭素ボンベの据え付け場所及び床面高さを変更する。
		V-2-別添1-8 二酸化炭素供給選択弁の耐震計算書	本申請に伴い、二酸化炭素供給選択弁の据え付け場所及び床面高さを変更する。
		V-2-別添1-9 二酸化炭素消火設備制御盤の耐震計算書	本申請に伴い、二酸化炭素消火設備制御盤の据え付け場所及び床面高さを変更する。
		V-2-別添1-10 ガス供給配管の耐震計算書	本申請に伴い、ガス供給配管モデルの評価点及び支持構造物の評価結果を変更する。
3	V-3-10 その他発電用原子炉の附属施設の強度に関する説明書	V-3-10-1-1-5-4 管の基本板厚計算書	本申請に伴い、ガス供給配管の概略系統図を変更する。
4	V-6 図面 9.3 火災防護設備	機器の配置を明示した図面	本申請に伴い、名称・配置など関連図面を変更する。
		主配管の配置を明示した図面	
		系統図	
		構造図	

別紙：ボンベ（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の個数変更の概要（1／6）

● 貯蔵する消火剤の量の確認

今回工認におけるガス系消火設備の消火剤の量の算出については、2018年SA本社工認同様、全域放出方式ハロゲン化物消火設備及び局所放出式ハロゲン化物消火設備の貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、消防法施行規則第二十条第3項、全域放出方式不活性ガス消火設備の貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量は、消防法施行規則第十九条第4項により算出された消火剤以上の量とする。なお、消火剤の種類は、ハロン1301及び二酸化炭素である。

第1表に、ガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法を示す。

第1表 ガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法

ガス系消火設備	貯蔵容器に貯蔵する消火剤の量の算出方法
全域放出方式 ハロゲン化物消火設備	防護区画の体積×0.32* ¹ (kg/m ³) + 防護区画の開口部面積×2.4* ² (kg/m ²) 【消防法施行規則第二十条第3項第一号】
局所放出式 ハロゲン化物消火設備	防護区画の体積* ³ × $\left(4-3\frac{a}{A}\right)$ (kg/m ³) ×1.25 a：防護対象物の周囲に実際に設けられた壁の面積の合計 (m ²) A：防護区画の壁の面積(壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積)の合計 (m ²) 【消防法施行規則第二十条第3項第二号】
全域放出方式 不活性ガス消火設備	防護区画の体積×0.75* ⁴ (kg/m ³) + 防護区画の開口部面積×5* ⁵ (kg/m ²) 【消防法施行規則第十九条第4項第一号】

- 注記 *1：防火対象物又はその部分及び消火剤の種別の区分に応じ、防護区画の体積1m³当たりの消火剤の量
*2：自動閉鎖装置を設けない場合にあつては、防火対象物又はその部分及び消火剤の種別の区分に応じ、開口部の面積1m²当たりの消火剤の量
*3：防護対象物の全ての部分から0.6 m離れた部分によって囲まれた空間の部分 (m³)
*4：防火対象物又はその部分の区分に応じ、防護区画の体積1m³当たりの消火剤の量
*5：自動閉鎖装置を設けない場合にあつては、防火対象物又はその部分の区分に応じ、開口部の面積1m²当たりの消火剤の量

別紙：ボンベ（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の個数変更の概要（2 / 6）

● ガス系消火設備の消火剤の量の見直しに伴うボンベ個数の算出について

第1表のガス系消火設備ごとの消火剤の量の算出方法により算出された量以上の消火剤の量（消火剤総量）を確保し、消防法で要求される消火設備に関する基準（噴射ヘッドや貯蔵容器等の設置及び維持に関する基準）を満足するよう、ガス系消火設備の配置計画を見直し、これらの結果を反映した必要ボンベ個数とした。

第2表に、ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果を示す。

第2表 ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果（1 / 2）

番号	対象	ガス系 消火設備	防護区画 の体積	消火剤量*1	配置計画の変更概要*2	配置計画を反映した必要ボンベ個数			ボンベ個数
						ボンベ容量	ボンベ 個数	消火剤総量	
①	ケーブル 処理室用	全域放出方式 ハロゲン化物消 火設備	2694m ³	863kg	・ボンベ設置位置変更に伴う配置計画の見直しを行っ た結果、主配管の総延長が約130m増加した。それ に伴い、放射圧力*4及び消火剤量が不足することにな ったため、ボンベ個数の変更及び配管口径の一部 を変更（縮小）する。	68L*3 (60kg)	15	900kg	16*3
			変更なし	変更なし		変更なし	26	1560kg	27*3
②	非常用 ディーゼル 発電機室 用	全域放出方式 不活性ガス消 火設備	3191m ³	2472kg	・ケーブル処理室用同様に消火能力に対し見直しを 行った結果、主配管の総延長が約130m増加した。それ に伴い、放射圧力*5が不足することになったため、 ボンベ個数を変更する。配管口径については、2018 年SA本体工認と同様な設備構成が可能なため、変 更はない。	82.5L*3 (55kg)	46	2530kg	47*3
			変更なし	変更なし		変更なし	69	3795kg	70*3
③	高圧炉心 スプレイ系 ディーゼル 発電機室 用	全域放出方式 不活性ガス消 火設備	3100m ³	2393kg	・ケーブル処理室用同様に消火能力に対し見直しを 行った結果、主配管の総延長が約120m増加した。それ に伴い、放射圧力*5が不足することになったため、 配管口径の一部を変更（拡大）する。配管口径の 一部変更（拡大）による圧力損失の低減を図ること により、放射圧力*5の確保が可能なことから、ボンベ 個数は変更なく配管口径のみ変更する。	82.5L*3 (55kg)	44	2420kg	45*3
			変更なし	変更なし		変更なし			

（上段が2018年SA本体工認の設計根拠、下段が今回工認の設計根拠）

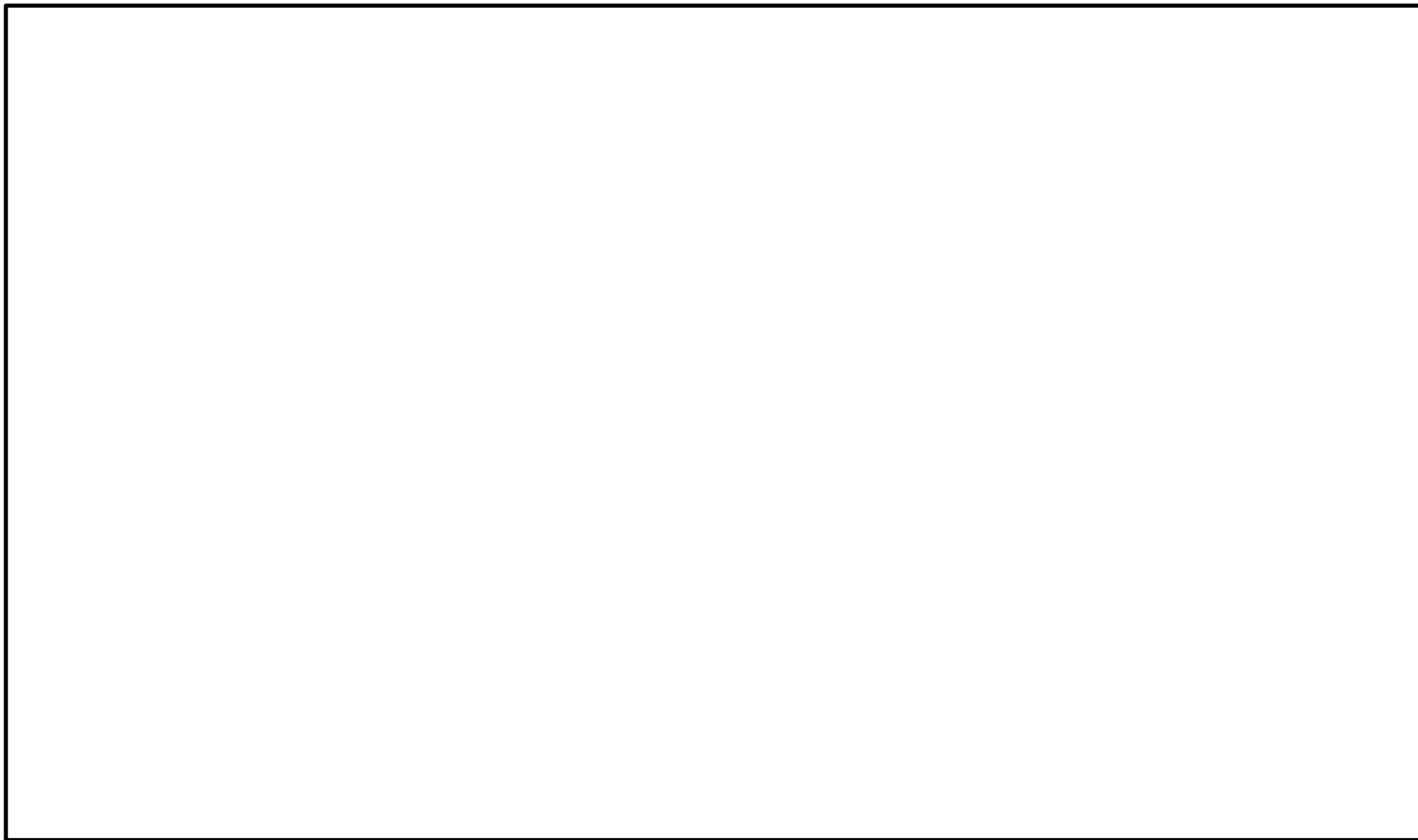
注記 *1：消防法で規定される防護区画の体積から算出される消火剤必要量を示す。

*2：ボンベ個数及び配管口径の変更に影響した主な配置計画の変更概要を示す。

*3：要目表の記載値を示す。併記している（kg）は、防護区画の体積の必要消火剤量を満足する消火剤総量を考慮して設定している。

*4：消防法施行規則第二十条第1項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力を示す。

*5：消防法施行規則第十九条第2項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力を示す。



第1図 ケーブル処理室用及び非常用ディーゼル発電機室用・
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用ポンベ設置配管経路の変更概要

別紙：ボンベ（ハロンボンベ及び二酸化炭素ボンベ）の個数変更の概要（４／６）

第2表 ガス系消火設備の消火剤必要量及びボンベ個数の算出結果（２／２）

番号	対象	ガス系 消火設備	防護区画 の体積	消火剤量*1	配置計画の変更概要*2	配置計画を反映した必要ボンベ個数			ボンベ 個数
						ボンベ容量	ボンベ 個数	消火剤総量	
④	緊急用電気室 （緊急用MCC他）用	全域放出方式 ハロゲン化物 消火設備	536m ³	172kg	・対象防護区画の見直しによる体積増加に伴い 消火剤量が増加したため、ボンベ個数を変更 する。設備の配置計画を見直したが、大きな配 管経路の変更がなく、2018年SA本体工認同 様の設備構成が可能なことから、配管口径の 変更はない。	68 L*4 (60kg)	3	180kg	4*4
	緊急用電気室1F用		802m ³	257kg		変更なし	5	300kg	6*4
⑤	緊急用電気室 （緊急用蓄電池）用		155m ³	50kg	・対象防護区画の見直しによる体積増加に伴い 消火剤量が増加したため、ボンベ容量及び個 数を変更する。設備の配置計画を見直したが、 配管経路等の変更があるものの、2018年SA 本体工認同様の設備構成が可能であることから、 配管口径の変更はない。	24 L*4 (19kg)	3	57kg	4*4
	緊急用電気室2F用		260m ³	84kg		68L*4 (50kg)	2	100kg	3*4
⑥	緊急用電気室 （緊急用125V MCC）用		191m ³	62kg	・対象防護区画の見直しが必要となったが、 2018年SA本体工認時の防護区画の体積に 差がないこと、設備の配置計画を見直したが、 2018年SA本体工認と同様な設備構成が可 能なことから、ボンベ個数及び配管口径の変更 はない。	24 L*4 (24kg)	3	72kg	4*4
	緊急用電気室3F用		199m ³	64kg		変更なし			
⑦	低圧炉心スプレイ系 ポンプ用	局所放出式 ハロゲン化物 消火設備	70m ³ *3	350kg	・干渉物回避によるボンベ設置位置及び配管経 路の変更が生じたため、設備の配置計画の見 直しを行った。その結果、配管経路等の変更が あるが、2018年SA本体工認と同様な設備構 成が可能なため、ボンベ個数及び配管口径の 変更はない。	68L*4 (60kg)	6	360kg	7*4
	変更なし		変更なし	変更なし		変更なし			

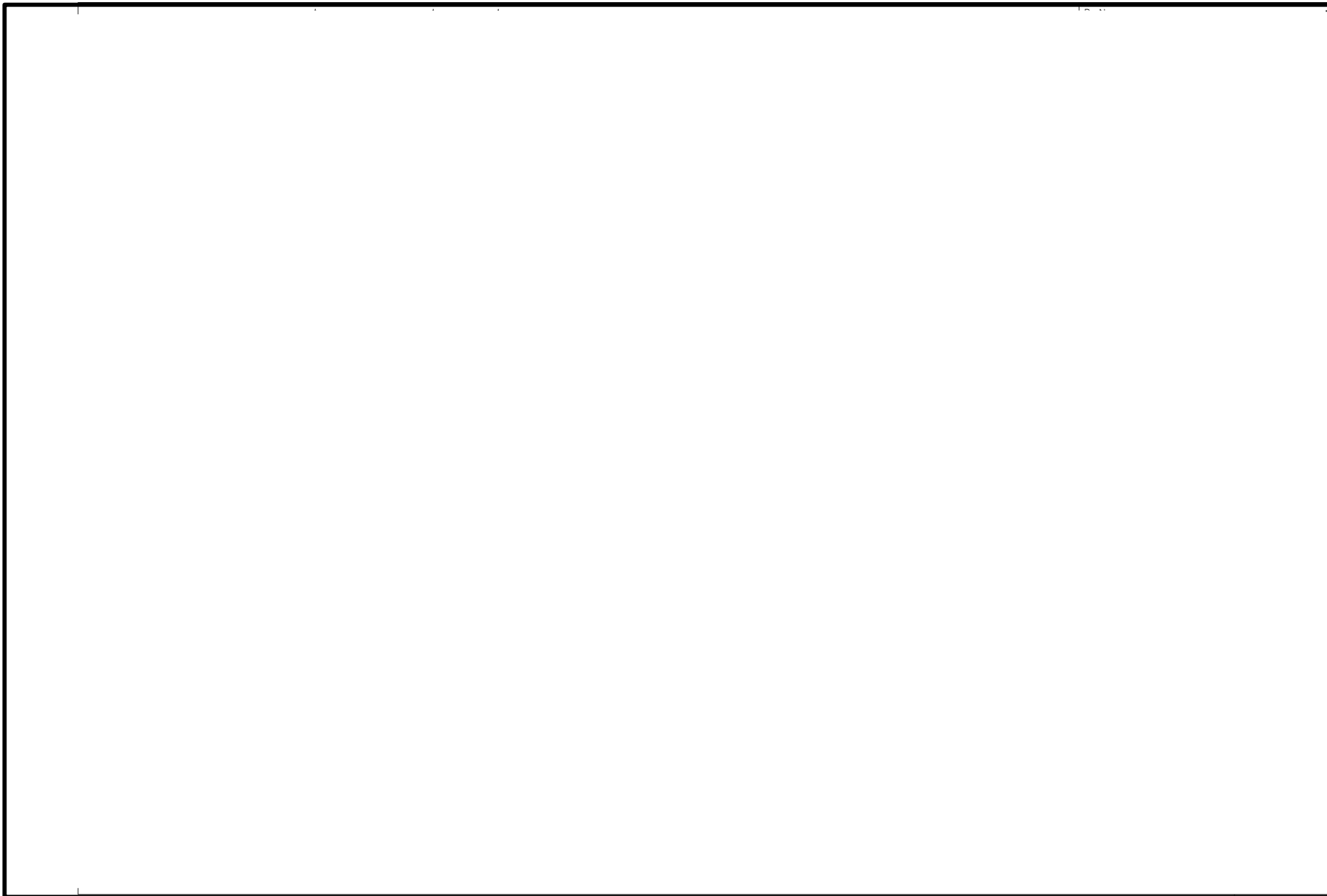
（上段が2018年SA本体工認の設計根拠，下段が今回工認の設計根拠）

注記 *1：消防法で規定される防護区画の体積から算出される消火剤の量を示す。

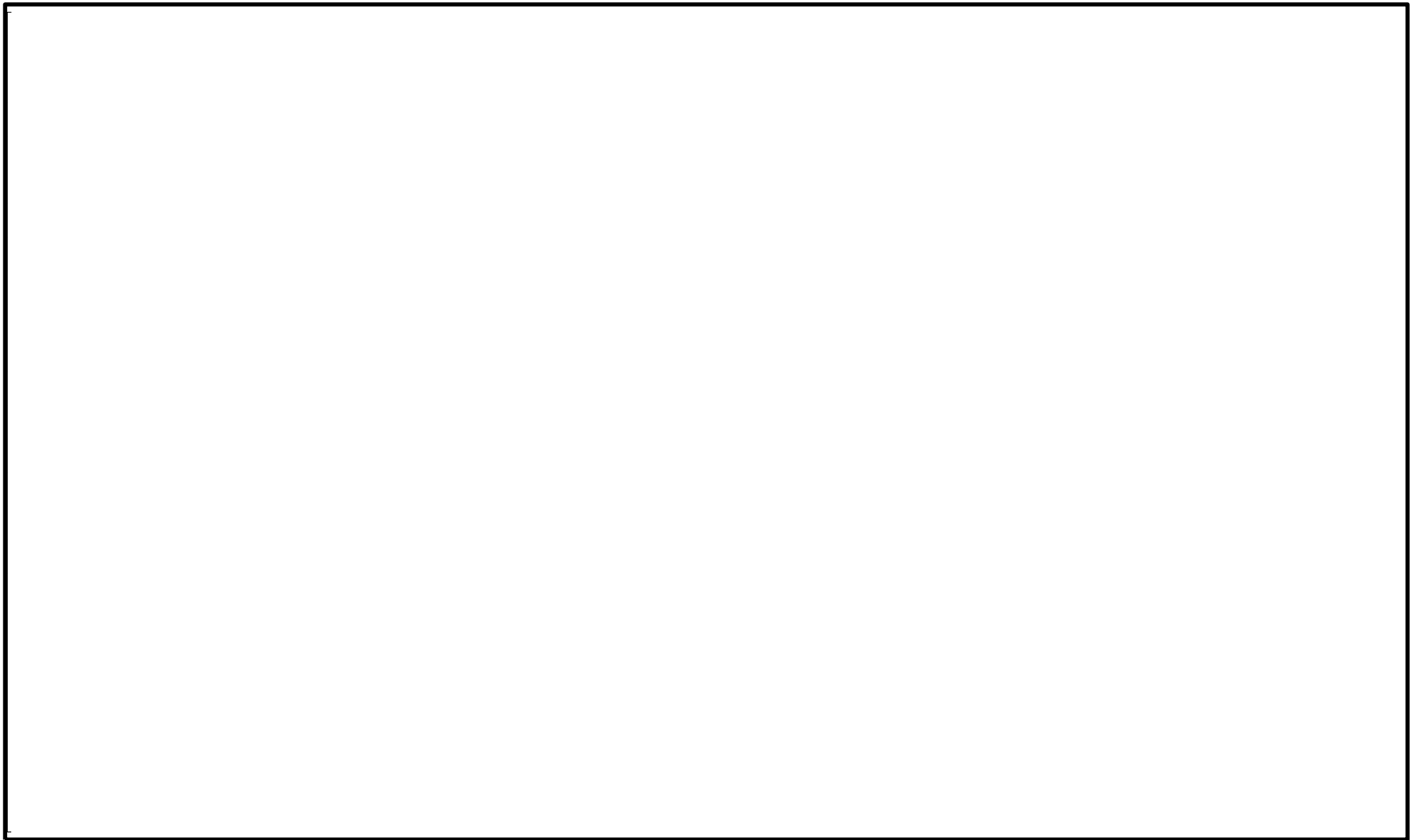
*2：ボンベ個数及び配管口径の変更に影響した主な配置計画の変更概要を示す。

*3：局所放出式のため、防護空間体積を示す。

*4：要目表の記載値を示す。併記している（kg）は、防護区画の体積の必要消火剤量を満足する消火剤総量を考慮して設定している。



第2図 緊急用電気室用の防護区画の体積及び配管経路等の変更概要



第3図 低圧炉心スプレイ系ポンプ用配管経路の変更概要

参考 1 : 全域放出方式ハロゲン化物消火設備の消火剤の量の算出方法（例：⑥緊急用電気室3F用）

<全域放出方式>

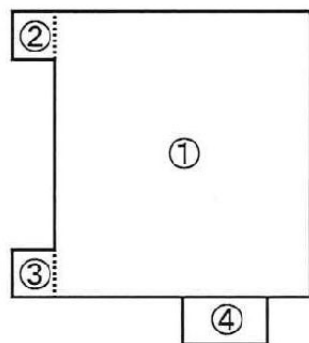
消防法施行規則 第20条 第3項1号 イに基づき防護対象機器に対して防護空間体積を算出する。

防護区画の体積×0.32 (kg/m³) + 防護区画の開口部面積×2.4 (kg/m²)

防護空間体積計算（代表例）

$$\begin{aligned} V \text{ m}^3 &= L \times W \times H \\ &= S \times H \end{aligned}$$

⑥【緊急用電気室3F用】



$$\begin{aligned} S(\text{面積}) \text{ ①} &: 7.8 \times 5.75 = 44.9 \text{ m}^2 \\ \text{②} &: 1.0 \times 0.7 = 0.7 \text{ m}^2 \\ \text{③} &: 1.0 \times 0.7 = 0.7 \text{ m}^2 \\ \text{①} + \text{②} + \text{③} &= 46.3 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{④} : 0.8 \times 1.6 = 1.3 \text{ m}^2$$

$$\begin{aligned} V(\text{体積}) \text{ ①} + \text{②} + \text{③} &: 46.3 \times 4.2 \text{ H} = 195 \text{ m}^3 \\ \text{④} &: 1.3 \times 2.7 \text{ H} = 4 \text{ m}^3 \\ (\text{合計}) &= 199 \text{ m}^3 \end{aligned}$$

$$\text{消火剤量} : 199 \times 0.32 + 0 \times 2.4 = 63.68 \text{ kg} \div 64 \text{ kg}$$

参考 2 : 局所放出式ハロゲン化物消火設備の消火剤の量の算出方法 (例 : ⑦低圧炉心スプレー系ポンプ用)

＜局所放出式＞

消防法施行規則 第20条 第3項2号 ロに基づき防護対象機器に対して防護空間体積を算出する。

$$\text{防護区画の体積} \times \left(4 - 3 \frac{a}{A}\right) (\text{kg/m}^3) \times 1.25$$

防護空間体積計算

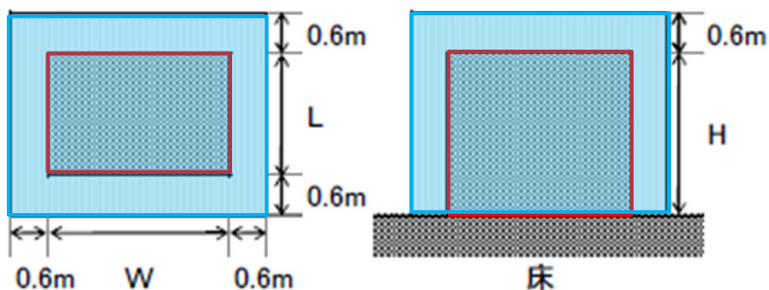
$$V \text{ m}^3 = (L + 1.2) \times (W + 1.2) \times (H + 0.6)$$

消火剤係数計算

$$Q \text{ kg/m}^3 = 4 - 3 \times a / A$$

a: 防護空間の実際の壁の面積(床、天井を除く)

A: 防護空間の周囲面積(上面、底面を除く)

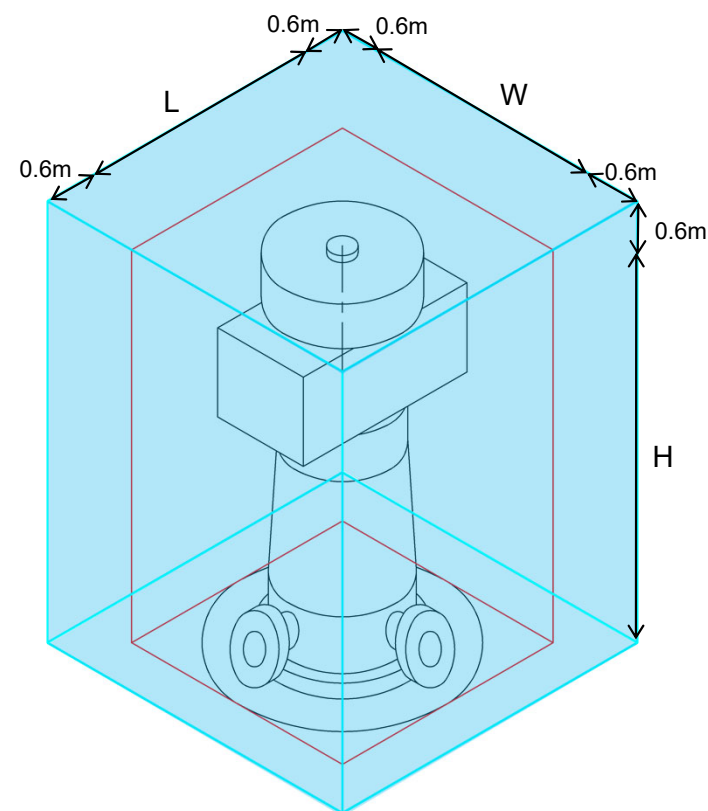


a : 0 (防護区画に実際に設けられた壁がないため)

$$\text{消火剤量} : 70 \times \left(4 - 3 \times 0/A\right) \times 1.25 = 350 \text{ kg}$$

⑦【低圧炉心スプレー系ポンプ用】

$$V = (2.35 + 1.20) \times (2.35 + 1.20) \times (4.95 + 0.60) = 70 \text{ m}^3$$



参考3：配置計画の変更概要の補足

項目	①ケーブル処理室用		②非常用ディーゼル発電機室用		③高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用	
ポンベ設置位置変更に伴う配置計画の見直し内容	主配管の延長（約130m）		主配管の延長（約130m）		主配管の延長（約120m）	
配置計画の見直しの影響	配管体積増加により放射圧力及び消火剤総量不足		配管体積増加により放射圧力不足		配管体積増加により放射圧力不足	
2018年SA本体工認の設備構成による消火能力に対する要求事項の確認	放射圧力*1	消火剤総量*4	放射圧力*2	消火剤総量*4	放射圧力*2	消火剤総量*4
	×	×	×	○	×	○

消火設備の見直し検討	ポンベ追加		ポンベ追加		配管口径変更	
消火設備の見直し検討結果	放射圧力が規定圧力（0.9MPa以上）に達しない状況及び消火剤総量が不足のため、ポンベ個数追加により、放射圧力を確保。ポンベ個数は、消火剤濃度*3基準（10%以下）により27個の制限があることから、配管体積の増加に対応する消火剤総量を確保できない。		放射圧力が規定圧力（1.4MPa以上）に達しないため、配管口径の一部変更（拡大）を検討したが、配置計画への影響が大きいことから、ポンベ個数を追加し、放射圧力を確保。		放射圧力が規定圧力（1.4MPa以上）に達しないことから、配管口径の一部変更（拡大）を行い、配管圧力損失の低減を図り、放射圧力を確保。	
消火能力に対する要求事項の確認	放射圧力*1	消火剤総量*4	放射圧力*2	消火剤総量*4	放射圧力*2	消火剤総量*4
	○	×	○	○	○	○

消火設備の見直し検討	配管口径変更	
消火設備の見直し検討結果	ポンベ個数追加においても、配管体積増加による消火剤総量が不足することから、配管口径の一部変更（縮小）を行い、配管体積の低減を図り、消火剤総量を確保。	
消火能力に対する要求事項の確認	放射圧力*1	消火剤総量*4
	○	○

終了

終了

*1：消防法施行規則第二十条第1項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力

*2：消防法施行規則第十九条第2項第二号に規定される噴射ヘッドの放射圧力

*3：消火剤濃度（%）＝ $\frac{\text{消火剤量（kg）} \times 0.16}{\text{防護区画の容積（m}^3\text{）}} \times 100$
 ＜通達＞消防予第六号 昭和五十一年五月二十二日

【ケーブル処理室用】

$\frac{60 \text{（kg）} \times 27 \text{（個）} \times 0.16}{2694 \text{（m}^3\text{）}} \times 100 = 9.7 \text{（\%）}$

*4：噴射ヘッド等の構成設備の各規定を満足する配管体積及び圧力損失を考慮した消火剤総量

終了

4. 設計及び工事計画変更認可申請に係るスケジュール

		2023年度												2024年度					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
工事計画手続き		▼ (4/7) 申請																	
		審査																	
工事・ 検査時期	原子炉補機冷却系 熱交換器及び原子 炉冷却材浄化系非 再生熱交換器の要 目表における伝熱 面積の変更								検査時期										
	火災防護設備用ハ ロンボンベ及び二酸 化炭素ボンベの設 置場所、個数、名 称等の変更							工事期間											
									検査時期※										

※検査時期は、工事の進捗により変更の可能性あり